

ダイワファンドラップ投資一任契約書 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正																								
<p>この書面は「金融商品取引法」第 37 条の 4 に基づき金融商品取引契約が成立したときに遅滞なくお客様にお渡しする「契約締結時交付書面」と投資一任契約書を兼ねています。</p> <p>大和証券株式会社（以下、「弊社」といいます。）は、この契約に係る資産管理機関としてお客様の資産を管理します。</p> <p>また弊社は、金融商品取引法に基づき顧客資産の分別管理を行っており、分別管理の適正な実施について定期的に監査法人等から外部監査を受けています。</p> <p>お客様と弊社は、ダイワファンドラップサービス約款に基づく運用サービスの利用を目的としたお客様からの預り資産（以下、「契約資産」といいます。）の運用について、以下のとおりダイワファンドラップ投資一任契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。また、第 12 条に定めるダイワファンドラップ投資一任契約プレミアム特約（以下、「プレミアム特約」といいます。）その他本契約にてプレミアム特約の適用されるお客様にのみ適用があることが明示されている事項は、同条第 1 項に基づきプレミアム特約をお申込みいただいたお客様にのみ適用されます。</p>	<p>この書面は「金融商品取引法」第 37 条の 4 に基づき金融商品取引契約が成立したときに遅滞なくお客様にお渡しする「契約締結時交付書面」と投資一任契約書を兼ねています。</p> <p>大和証券株式会社（以下、「弊社」といいます。）は、この契約に係る資産管理機関としてお客様の資産を管理します。</p> <p>また弊社は、金融商品取引法に基づき顧客資産の分別管理を行っており、分別管理の適正な実施について定期的に監査法人等から外部監査を受けています。</p> <p>お客様と弊社は、ダイワファンドラップサービス約款に基づく運用サービスの利用を目的としたお客様からの預り資産（以下、「契約資産」といいます。）の運用について、以下のとおりダイワファンドラップ投資一任契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。また、<u>(i)第 12 条に定めるダイワファンドラップ投資一任契約プレミアム特約（以下、「プレミアム特約」といいます。）</u>その他本契約にてプレミアム特約の適用されるお客様にのみ適用があることが明示されている事項は、同条第 1 項に基づき<u>プレミアム特約をお申込みいただいたお客様にのみ適用され、(ii)第 12 条の 2 に定めるダイワファンドラップ投資一任契約安心つながる特約（以下、「安心つながる特約」といいます。）</u>その他本契約にて<u>安心つながる特約の適用されるお客様にのみ適用があることが明示されている事項は、同条第 1 項に基づき安心つながる特約をお申込みいただいたお客様にのみ適用されます。</u></p>																								
<p>(投資の方法及び取引の種類等)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>②上記①以外（以下「株式投資信託」）の場合 買付けにつきましては設定で行います。売付け（換金）につきましては、細則で定める解約請求と買取請求のいずれかの方法で執行します。</p> <p>(3) ～ (5) (省 略)</p> <p>(6) 運用スタイルの種別は次のとおりです。</p>	<p>(投資の方法及び取引の種類等)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②上記①以外（以下、「<u>株式投資信託</u>」<u>と</u>いいます。）の場合 買付けにつきましては設定で行います。売付け（換金）につきましては、細則で定める解約請求と買取請求のいずれかの方法で執行します。</p> <p>(3) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 運用スタイルの種別は次のとおりです。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>運用スタイルの種別</th> <th>基本運用方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>より積極</td> <td>リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>積極</td> <td>リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>やや積極</td> <td>リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>バランス</td> <td>リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>やや安定</td> <td>リスク水準をやや低位に保</td> </tr> </tbody> </table>	運用スタイルの種別	基本運用方針	より積極	リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。	積極	リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。	やや積極	リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。	バランス	リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。	やや安定	リスク水準をやや低位に保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>運用スタイルの種別</th> <th>基本運用方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>より積極</td> <td>リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>積極</td> <td>リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>やや積極</td> <td>リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>バランス</td> <td>リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。</td> </tr> <tr> <td>やや安定</td> <td>リスク水準をやや低位に保</td> </tr> </tbody> </table>	運用スタイルの種別	基本運用方針	より積極	リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。	積極	リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。	やや積極	リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。	バランス	リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。	やや安定	リスク水準をやや低位に保
運用スタイルの種別	基本運用方針																								
より積極	リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。																								
積極	リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。																								
やや積極	リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。																								
バランス	リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。																								
やや安定	リスク水準をやや低位に保																								
運用スタイルの種別	基本運用方針																								
より積極	リスク水準をより高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。																								
積極	リスク水準を高位に保ち、収益獲得を重視した運用を行います。																								
やや積極	リスク水準をやや高位に保ち、収益獲得を目指した運用を行います。																								
バランス	リスク水準を中位に保ち、安定性と収益性を均衡させた運用を行います。																								
やや安定	リスク水準をやや低位に保																								

現行		改正	
	ち、安定的な収益獲得を目指した運用を行います。		ち、安定的な収益獲得を目指した運用を行います。
安定	リスク水準を低位に保ち、安定性を重視した運用を行います。	安定	リスク水準を低位に保ち、安定性を重視した運用を行います。
より安定	リスク水準を低位に保ち、より安定性を重視した運用を行います。	より安定	リスク水準を低位に保ち、より安定性を重視した運用を行います。
		<u>資産保全重視</u>	<u>リスク水準をより低位に保ち、資産保全を目指した運用を行います。</u>
<p>なお、「より積極」と「より安定」は、プレミアム特約の適用されるお客様に限り適用することができるものとします。</p> <p>(7) 株式投資信託は、いずれも「再投資コース」(分配金が税引後自動的に再投資されます)の設定となります。ただし、2020年8月7日時点においてダイワファンドラッププレミアム投資一任契約を締結されていたお客様は、「分配金支払いコース」(分配金は再投資されず、お客様に金銭で支払われます。)を設定することができるものとします。</p> <p>(契約金額等)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) リバランス判定基準。リバランス判定基準とは次に定める比率をいいます。なお、プレミアム特約の適用されるお客様に限り、リバランス判定基準を<u>当社</u>が別途定める比率の中から選択することができるものとします。</p> <p>各運用スタイルにおいて組み入れられている資産クラスごとの有価証券の時価評価額の合計額の比率が、弊社が運用スタイルごとに定める資産クラスごとの契約資産の配分比率(以下、「基準配分比率」といいます。)から乖離した場合に、基準配分比率に近づけるために、有価証券の買付及び売付を行う判定基準となる比率。</p> <p>2 ~ 4 (省 略)</p> <p>5 本条第1項に<u>関わらず</u>、第20条第1項に定める本契約の更新があった場合、契約金額は更新が行われた日の前日において契約資産を時価評価した額に読み替えられるものとします。</p> <p>(契約内容の変更)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2 ~ 9 (省 略)</p> <p>10 お客様よりお申出の変更内容が第15条第2項に規定するファンドラップ・フィー(第15条第1項に定義します。)の徴収方式の変更の場合(ただし、「契約資産内枠徴収方式」(契約資産の中からファンドラップ・フィーを引き落とす方式をいいます。以下同じ。)から「契約資産外枠徴収方式」(主口座からファンドラップ・フィーを引き落とす方式をいいます。以下同</p>		<p>なお、「より積極」と「より安定」は、プレミアム特約の適用されるお客様に限り、<u>また、「資産保全重視」は、安心つながる特約の適用されるお客様のうち弊社所定の条件を満たしたお客様に限り、適用することができるものとします。</u></p> <p>(7) 株式投資信託は、いずれも「再投資コース」(分配金が税引後自動的に再投資されます。)の設定となります。ただし、2020年8月7日時点においてダイワファンドラッププレミアム投資一任契約を締結されていたお客様は、「分配金支払いコース」(分配金は再投資されず、お客様に金銭で支払われます。)を設定することができるものとします。</p> <p>(契約金額等)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) リバランス判定基準。リバランス判定基準とは次に定める比率をいいます。なお、プレミアム特約の適用されるお客様に限り、リバランス判定基準を<u>弊社</u>が別途定める比率の中から選択することができるものとします。</p> <p>各運用スタイルにおいて組み入れられている資産クラスごとの有価証券の時価評価額の合計額の比率が、弊社が運用スタイルごとに定める資産クラスごとの契約資産の配分比率(以下、「基準配分比率」といいます。)から乖離した場合に、基準配分比率に近づけるために、有価証券の買付及び売付を行う判定基準となる比率。</p> <p>2 ~ 4 (現行どおり)</p> <p>5 本条第1項に<u>かかわらず</u>、第20条第1項に定める本契約の更新があった場合、契約金額は更新が行われた日の前日において契約資産を時価評価した額に読み替えられるものとします。</p> <p>(契約内容の変更)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 ~ 9 (現行どおり)</p> <p>10 お客様よりお申出の変更内容が第15条第2項に規定するファンドラップ・フィー(第15条第1項に定義します。)の徴収方式の変更の場合(ただし、「契約資産内枠徴収方式」(契約資産の中からファンドラップ・フィーを引き落とす方式をいいます。以下同</p>	

現行	改正
<p>じ。)への変更はできないものとします)、その効力発生日は、当該お申出を弊社が受領した日が属する計算期間末日の翌日とし、同日以降のファンドラップ・フィーの徴収は変更後の方法によって行うものとします。</p>	<p>じ。)への変更はできないものとします。)、その効力発生日は、当該お申出を弊社が受領した日が属する計算期間末日の翌日とし、同日以降のファンドラップ・フィーの徴収は変更後の方法によって行うものとします。</p>
<p>11 ～ 12 (省 略)</p>	<p>11 ～ 12 (現行どおり)</p>
<p>(暦年贈与サービス)</p>	<p>(暦年贈与サービス)</p>
<p>第 10 条 プレミアム特約の適用されるお客様は、ダイワの暦年贈与サービス取扱規定に定める暦年贈与サービスを、弊社所定の方法により、運用口ごとにお申込みいただけるものとします。</p>	<p>第 10 条 プレミアム特約<u>又は安心つながる特約</u>の適用されるお客様は、ダイワの暦年贈与サービス取扱規定に定める暦年贈与サービス <u>(以下、本サービスを「暦年贈与サービス」といいます。)</u>を、弊社所定の方法により、運用口ごとにお申込みいただけるものとします。</p>
<p>2 プレミアム特約の適用されるお客様は、暦年贈与サービスの申込内容を、弊社所定の方法により変更又は撤回できるものとします。</p>	<p>2 プレミアム特約<u>又は安心つながる特約</u>の適用されるお客様は、暦年贈与サービスの申込内容を、弊社所定の方法により変更又は撤回できるものとします。</p>
<p>3 (省 略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(プレミアム特約)</p>	<p>(プレミアム特約)</p>
<p>第 12 条 (省 略)</p>	<p>第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(1) ～ (3) (省 略)</p>	<p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p>
<p>(4) ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定に定める相続時受取人指定サービスのお申込み。</p>	<p>(4) ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定に定める相続時受取人指定サービス <u>(以下、本サービスを「相続時受取人指定サービス」といいます。)</u>のお申込み。</p>
<p>3 (省 略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p><u>新 設</u></p>	<p><u>(安心つながる特約)</u></p> <p><u>第 12 条の 2 弊社所定の条件を満たしたお客様は、弊社所定の方法により安心つながる特約をお申込みいただくことができます。</u></p> <p><u>2 安心つながる特約をお申込みいただいたお客様は、本契約において次に掲げる行為を行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 資産保全重視スタイルの選択。ただし、本項第 3 号又は第 4 号に定めるサービスをお申込みの運用口に限りです。</u></p> <p><u>(2) 運用情報共有サービス (本条第 4 項に定めるサービスをいいます。)のお申込み。ただし、本項第 3 号又は第 4 号に定めるサービスをお申込みの運用口に限りです。</u></p> <p><u>(3) 暦年贈与サービスのお申込み。</u></p> <p><u>(4) 相続時受取人指定サービスのお申込み。</u></p> <p><u>3 お客様は、安心つながる特約を弊社所定の方法により解約できるものとします。ただし、弊社所定の条件を満たさなければならぬものとします。</u></p> <p><u>4 運用情報共有サービスとは、弊社所定の方法による本サービスのお申込みにより、本条第 2 項第 3 号のサービスにおける予定受取人又は第 4 号のサービスにおける指定受贈者 (これらは、各サービス取扱規定にて規定されます。)のうち、本サービス利用のための弊社所定の条件を満たしている方が、インターネットを利用した弊社所定の方法によってお客様の運用状況を確認できる</u></p>

現行	改正
<p>(報酬)</p> <p>第 15 条 お客様は、弊社が提供する本契約に基づくサービスの対価として、契約金額及び契約資産の時価評価額に応じて算出する投資顧問料及び取引等管理手数料並びに当該料金にかかる消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の合計額（以下、「ファンドラップ・フィー」といいます。）を弊社に対し支払うものとします。</p> <p>2 ～ 3 (省 略)</p>	<p><u>サービスをいいます。また、お客様は、本サービスのお申込みを、弊社所定の方法により撤回できるものとします（ただし、本条第 2 項第 3 号及び第 4 号のサービスのいずれも終了した場合、本サービスは自動的に終了するものとします。）。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第 15 条 お客様は、弊社が提供する本契約に基づくサービスの対価として、契約金額及び契約資産の時価評価額に応じて算出する投資顧問料及び取引等管理手数料並びに当該料金に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の合計額（以下、「ファンドラップ・フィー」といいます。）を弊社に対し支払うものとします。</p> <p>2 ～ 3 (現行どおり)</p>
<p>(報酬の額及び支払の時期)</p> <p>第 16 条 ファンドラップ・フィーの額は、次の通りとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 契約金額の増額又は運用口追加がなされた場合には、当該変更の効力発生日が属する計算期間に係るファンドラップ・フィーの額は (i) 直近の計算期間の末日における契約資産の時価評価額に下記の料率を乗じた額に、当該計算期間の初日から（当日を含みます。）当該計算期間末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額に、(ii) 当該変更によって生じる増加額に、当該変更後の契約資産の時価評価額を基準とした下記料率を乗じた額に、当該変更の効力発生日から（当日を含みます。）当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。なお、お客様が複数の運用口を選択している場合、以下の方法で、適用される料率が決定されます。</p> <p>①～② (省 略)</p>	<p>(報酬の額及び支払の時期)</p> <p>第 16 条 ファンドラップ・フィーの額は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 契約金額の増額又は運用口の追加がなされた場合には、当該変更の効力発生日が属する計算期間に係るファンドラップ・フィーの額は (i) 直近の計算期間の末日における契約資産の時価評価額に下記の料率を乗じた額に、当該計算期間の初日から（当日を含みます。）当該計算期間末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額に、(ii) 当該変更によって生じる増加額に、当該変更後の契約資産の時価評価額を基準とした下記料率を乗じた額に、当該変更の効力発生日から（当日を含みます。）当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。なお、お客様が複数の運用口を選択している場合、以下の方法で、適用される料率が決定されます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p>
<p>※【別紙】料率表（現行）参照</p> <p>(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 お客様によるファンドラップ・フィーの支払期限は、本契約の締結時については運用開始日まで、その他の場合については、契約資産内枠徴収方式では各計算期間の初日から 15 営業日以内（当該計算期間の初日を含みます。）とし、契約資産外枠徴収方式では各計算期間が始まる月の 20 日（休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、契約金額の増額もしくは運用口の追加がなされた場合に当該計算期間におけるファンドラップ・フィーに生じる増加額に関しては当該契約変更の効力発生日とします。</p> <p>4 ファンドラップ・フィーのお支払いは、前項に定める支払期限の末日までに、契約資産内枠徴収方式では契約資産を換金の上、契約資産の中から自動引落で、契約資産外枠徴収方式では本契約締結及び契約金額の増額時には契約資産の中から自動引落で、その他の場合には主口座にて自動引落により行われます。</p>	<p>※【別紙】料率表（改正）参照</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 お客様によるファンドラップ・フィーの支払期限は、本契約の締結時については運用開始日まで、その他の場合については、契約資産内枠徴収方式では各計算期間の初日から 15 営業日以内（当該計算期間の初日を含みます。）とし、契約資産外枠徴収方式では各計算期間が始まる月の 20 日（休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、契約金額の増額若しくは運用口の追加がなされた場合に当該計算期間におけるファンドラップ・フィーに生じる増加額に関しては当該契約変更の効力発生日とします。</p> <p>4 ファンドラップ・フィーのお支払いは、前項に定める支払期限の末日までに、契約資産内枠徴収方式では契約資産を換金の上、契約資産の中から自動引落で、契約資産外枠徴収方式では本契約締結時、契約金額の増額時又は運用口の追加時には契約資産の中から自動引落で、その他の場合には主口座にて自動引落により行われます。</p>

現行	改正
<p>5 お客様が計算期間中に<u>契約金額の減額も</u>しくは運用口の削除を行った場合、又は本契約が終了した場合でも、当該計算期間に係るファンドラップ・フィーについて、その全部又は一部が免除され若しくは返還されることはないものとします。</p>	<p>5 お客様が計算期間中に<u>契約金額の減額若</u>しくは運用口の削除を行った場合、又は本契約が終了した場合でも、当該計算期間に係るファンドラップ・フィーについて、その全部又は一部が免除され若しくは返還されることはないものとします。</p>
<p>6 (省 略)</p>	<p>6 (現行どおり)</p>
<p>7 お客様からの契約終了のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は<u>係る</u>受理の翌日以降（当該翌日を含みます。以下本項において同じ。）に新たに始まる計算期間についてのファンドラップ・フィーを支払う義務を負わないものとします。また、お客様からの契約金額の減額又は運用口の削除のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は<u>係る</u>受理の翌日以降に新たに始まる計算期間における主口座内の契約資産から金銭への振替額に対応するファンドラップ・フィーを支払う義務を負わないものとします。</p>	<p>7 お客様からの契約終了のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は<u>かかる</u>受理の翌日以降（当該翌日を含みます。以下本項において同じ。）に新たに始まる計算期間についてのファンドラップ・フィーを支払う義務を負わないものとします。また、お客様からの契約金額の減額又は運用口の削除のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は<u>かかる</u>受理の翌日以降に新たに始まる計算期間における主口座内の契約資産から金銭への振替額に対応するファンドラップ・フィーを支払う義務を負わないものとします。</p>
<p>8 お客様は、ファンドラップ・フィーの<u>他に</u>、投資対象である投資信託の信託報酬等が当該投資信託に係る信託財産から控除されることを確認し、本契約の締結をもってこれを了解するものとします。</p>	<p>8 お客様は、ファンドラップ・フィーの<u>ほかに</u>、投資対象である投資信託の信託報酬等が当該投資信託に係る信託財産から控除されることを確認し、本契約の締結をもってこれを了解するものとします。</p>
<p>9 (省 略)</p>	<p>9 (現行どおり)</p>
<p>(運用責任等)</p>	<p>(運用責任等)</p>
<p>第 17 条 (省 略)</p>	<p>第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>2 弊社は、弊社の責に帰さない事由により運用を行うことが出来なかった場合、お客様に生じた損失についての責を負いません。また、<u>災害などの不可抗力</u>により運用を行うことが出来なかった場合も同様とします。</p>	<p>2 弊社は、弊社の責に帰さない事由により運用を行うことが<u>でき</u>なかった場合、お客様に生じた損失についての責を負いません。また、<u>災害等</u>の不可抗力により運用を行うことが<u>でき</u>なかった場合も同様とします。</p>
<p>(変更等通知)</p>	<p>(変更等通知)</p>
<p>第 19 条 お客様は、弊社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、弊社所定の手続き<u>及び書面</u>により届出なければならないものとします。</p>	<p>第 19 条 お客様は、弊社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、弊社所定の手続きにより届出なければならないものとします。</p>
<p>2 前項の届出の際、お客様は、<u>前項の書面のほか</u>、弊社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。</p>	<p>2 前項の届出の際、お客様は、弊社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。</p>
<p>3 (省 略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(契約資産の返還)</p>	<p>(契約資産の返還)</p>
<p>第 22 条 弊社は、本契約を終了する場合、契約資産の全てを換金し金銭にてお客様の主口座において返還します。弊社が法令上の要請<u>など</u>に照らし必要又は適切と認める場合を除き、弊社はお客様に有価証券の状態<u>で</u>契約資産の返還を行うこと（次項において「現物返還」といいます。）はできません。</p>	<p>第 22 条 弊社は、本契約を終了する場合、契約資産の全てを換金し金銭にてお客様の主口座において返還します。弊社が法令上の要請<u>等</u>に照らし必要又は適切と認める場合を除き、弊社はお客様に有価証券の状態<u>で</u>契約資産の返還を行うこと（次項において「現物返還」といいます。）はできません。</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(契約の変更)</p>	<p>(契約の変更)</p>
<p>第 24 条 本契約は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により弊社が必要と認めた場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を</p>	<p>第 24 条 本契約は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により弊社が必要と認めた場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を</p>

現行	改正
行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、弊社ホームページ等への掲載、又はその他相当な方法により周知します。	行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、弊社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

以上

【別紙】

料率表（現行）

記

利率は年率、税込

資産評価額 (契約金額)	運用スタイル											
	より安定			安定			やや安定			バランス		
1,000万円以下の部分	1.100%			1.540%			1.540%			1.540%		
	0.210%	0.790%	0.100%	0.300%	1.100%	0.140%	0.300%	1.100%	0.140%	0.300%	1.100%	0.140%
1,000万円超 3,000万円以下の部分	0.935%			1.320%			1.375%			1.430%		
	0.190%	0.660%	0.085%	0.250%	0.950%	0.120%	0.270%	0.980%	0.125%	0.280%	1.020%	0.130%
3,000万円超 1億円以下の部分	0.715%			0.880%			0.990%			1.100%		
	0.150%	0.500%	0.065%	0.180%	0.620%	0.080%	0.200%	0.700%	0.090%	0.210%	0.790%	0.100%
1億円超 3億円以下の部分	0.660%			0.770%			0.825%			0.880%		
	0.140%	0.460%	0.060%	0.160%	0.540%	0.070%	0.170%	0.580%	0.075%	0.180%	0.620%	0.080%
3億円超 5億円以下の部分	0.550%			0.605%			0.638%			0.660%		
	0.120%	0.380%	0.050%	0.130%	0.420%	0.055%	0.130%	0.450%	0.058%	0.140%	0.460%	0.060%
5億円超の部分	0.385%			0.418%			0.429%			0.429%		
	0.090%	0.260%	0.035%	0.090%	0.290%	0.038%	0.100%	0.290%	0.039%	0.100%	0.290%	0.039%

資産評価額 (契約金額)	運用スタイル								
	やや積極			積極			より積極		
1,000万円以下の部分	1.540%			1.540%			1.760%		
	0.300%	1.100%	0.140%	0.300%	1.100%	0.140%	0.340%	1.260%	0.160%
1,000万円超 3,000万円以下の部分	1.485%			1.540%			1.760%		
	0.290%	1.060%	0.135%	0.300%	1.100%	0.140%	0.340%	1.260%	0.160%
3,000万円超 1億円以下の部分	1.210%			1.320%			1.485%		
	0.230%	0.870%	0.110%	0.250%	0.950%	0.120%	0.290%	1.060%	0.135%
1億円超 3億円以下の部分	0.935%			0.990%			1.100%		
	0.190%	0.660%	0.085%	0.200%	0.700%	0.090%	0.210%	0.790%	0.100%
3億円超 5億円以下の部分	0.682%			0.715%			0.770%		
	0.140%	0.480%	0.062%	0.150%	0.500%	0.065%	0.160%	0.540%	0.070%
5億円超の部分	0.429%			0.440%			0.473%		
	0.100%	0.290%	0.039%	0.100%	0.300%	0.040%	0.110%	0.320%	0.043%

合計		
投資 顧問料	取引等 管理手数料	消費税

【別紙】

料率表（改正）

記

利率は年率、税込

資産評価額 (契約金額)	運用スタイル											
	資産保全重視			より安定			安定			やや安定		
1,000万円以下の部分	0.770%			1.100%			1.540%			1.540%		
	0.160%	0.540%	0.070%	0.210%	0.790%	0.100%	0.300%	1.100%	0.140%	0.300%	1.100%	0.140%
1,000万円超 3,000万円以下の部分	0.770%			0.935%			1.320%			1.375%		
	0.160%	0.540%	0.070%	0.190%	0.660%	0.085%	0.250%	0.950%	0.120%	0.270%	0.980%	0.125%
3,000万円超 1億円以下の部分	0.770%			0.715%			0.880%			0.990%		
	0.160%	0.540%	0.070%	0.150%	0.500%	0.065%	0.180%	0.620%	0.080%	0.200%	0.700%	0.090%
1億円超 3億円以下の部分	0.550%			0.660%			0.770%			0.825%		
	0.120%	0.380%	0.050%	0.140%	0.460%	0.060%	0.160%	0.540%	0.070%	0.170%	0.580%	0.075%
3億円超 5億円以下の部分	0.550%			0.550%			0.605%			0.638%		
	0.120%	0.380%	0.050%	0.120%	0.380%	0.050%	0.130%	0.420%	0.055%	0.130%	0.450%	0.058%
5億円超の部分	0.550%			0.385%			0.418%			0.429%		
	0.120%	0.380%	0.050%	0.090%	0.260%	0.035%	0.090%	0.290%	0.038%	0.100%	0.290%	0.039%

資産評価額 (契約金額)	運用スタイル											
	バランス			やや積極			積極			より積極		
1,000万円以下の部分	1.540%			1.540%			1.540%			1.760%		
	0.300%	1.100%	0.140%	0.300%	1.100%	0.140%	0.300%	1.100%	0.140%	0.340%	1.260%	0.160%
1,000万円超 3,000万円以下の部分	1.430%			1.485%			1.540%			1.760%		
	0.280%	1.020%	0.130%	0.290%	1.060%	0.135%	0.300%	1.100%	0.140%	0.340%	1.260%	0.160%
3,000万円超 1億円以下の部分	1.100%			1.210%			1.320%			1.485%		
	0.210%	0.790%	0.100%	0.230%	0.870%	0.110%	0.250%	0.950%	0.120%	0.290%	1.060%	0.135%
1億円超 3億円以下の部分	0.880%			0.935%			0.990%			1.100%		
	0.180%	0.620%	0.080%	0.190%	0.660%	0.085%	0.200%	0.700%	0.090%	0.210%	0.790%	0.100%
3億円超 5億円以下の部分	0.660%			0.682%			0.715%			0.770%		
	0.140%	0.460%	0.060%	0.140%	0.480%	0.062%	0.150%	0.500%	0.065%	0.160%	0.540%	0.070%
5億円超の部分	0.429%			0.429%			0.440%			0.473%		
	0.100%	0.290%	0.039%	0.100%	0.290%	0.039%	0.100%	0.300%	0.040%	0.110%	0.320%	0.043%

合計		
投資顧問料	取引等管理手数料	消費税

以上